

平成 2 5 年 9 月 3 日

ひたちなか市議会

議長 安 雄 三 殿

議会改革推進特別委員会

委員長 住 谷 勝 男

議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会付託の調査について、会議規則第 4 5 条第 2 項の規定によりその活動状況を報告します。

記

1. 調査の経過

第 1 1 回委員会 平成 2 5 年 4 月 2 4 日 (議事堂全員協議会室)

3つの作業部会で作成した各々の条文のたたき台をもとに、条例全体の整合性を図るため、正、副委員長において取りまとめた(仮称)ひたちなか市議会基本条例(正副委員長案)を提示し、その条文について協議した。

第 1 2 回委員会 平成 2 5 年 5 月 8 日 (議事堂全員協議会室)

前回に引き続き、(仮称)ひたちなか市議会基本条例(正副委員長案)の条文について協議し、ひたちなか市議会基本条例(特別委員会素案)として取りまとめた。あわせて、同素案について、各会派の意見の取りまとめを依頼した。

その後、条例に規定しようとする甚大な災害等が発生した場合における議会の対応について協議した。

第13回委員会 平成25年7月3日

(議事堂全員協議会室)

ひたちなか市議会基本条例（特別委員会素案）に対する各会派の意見を述べ、条文の解釈や語句の修正など疑義が生じた部分について協議した。その後、前文について再度検討を行い、ひたちなか市議会基本条例（素案）を取りまとめるとともに、議会对応を行う立場にある執行機関の意見を参考にするため、市長に対し同素案に対する意見を求めることにした。また、同素案のパブリック・コメントについて協議した。

第14回委員会 平成25年8月9日

(議事堂全員協議会室)

ひたちなか市議会基本条例（素案）について、市長からの意見を聴取するとともに、当該意見の取扱い及び当該意見に対する回答について協議した。その後、議会報告会、甚大な災害等が発生した場合における議会の対応等について協議した。次に、条例の施行期日、提出方法及び提出時期について協議し、最終的な条文の整理を正、副委員長に一任した。

中間報告書の取りまとめについて協議した。

第15回委員会 平成25年8月23日

(議事堂全員協議会室)

最終の議会基本条例案を提示し、最終確認を行った。その後、市長からの意見に対する回答について協議した。

中間報告書のまとめを行った。

2. 調査の概要

本特別委員会では、地方自治体が自らの責任と判断のもと、地域の実情に合った政策を展開できる環境が整いつつある今日、二元代表の一翼を担う議会の役割はこれまで以上に重要性を増してきていることを重く受け止め、これまでの様々な議会改革への取組のほか、積極的な情報公開、議会活動への市民参加、議員間での自由闊達な討議などを通^かして、より一層市民の負託に^た応えられる議会となるよう、議会運営及び議員活動の基本原則を定める議会基本条例の検討を付託事項の中でも優先的課題と位置づけ、これまで調査研究を重ねてきた。

委員会の具体的な進め方については、まずは条例制定の目的・必要性について委員間の共通認識を図るため、社会情勢の変化や地方分権の進展を踏まえた上で、の議会・議員のあり方、現在の議会運営の総括、今後新たに取り組むべき課題などについて委員各々が自らの意見や考えを出し合い、それをもとにひたちなか市議会における議会基本条例の必要性を確認し、条例の前文を作成することから始めた。また、個別の論点については、委員がテーマごとに3つの作業部会に分かれて協議し、条文のたたき台を作成することで、条例案の骨格をつくった。その後、ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）に規定されている議会の役割及び議員の役割について、その趣旨を最大限尊重した上で、委員会において内容及び条文の協議・修正を繰り返し、ひたちなか市議会基本条例（案）として取りまとめ、今期定例会に提出することとしたものである。